平成２５年（フ）第５号
新潟県柏崎市大字小島110番地
破産者　菊田　和樹
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
新潟県上越市高土町２丁目３番16号
破産者　中村　　潔
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８６号
岐阜県高山市三福寺町623番地14
破産者　土木　敏晴
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
愛知県豊橋市船町191番地　107、従前の住所名古屋市緑区大高町字西正地12番地の１　愛電交通株式会社大高営業所内
破産者　彦坂塗装工業所こと　彦坂　卓也
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４１２号
愛媛県松山市下伊台町乙330番地56
破産者　上松　　亮
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２５号
愛媛県松山市千舟町１丁目６番地６　八坂ジェイジェイビル301号
破産者　岡田　一典
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県飯塚市忠隈288番地５
破産者　林　　茂
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第７９号
熊本市中央区九品寺５丁目１番地26号　九品寺スチューデント101、住民票上の住所熊本市中央区琴平本町12番14号
破産者　本田　賢司
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５９号
熊本市中央区黒髪１丁目５番63―202号、前住所熊本市西区中島町８番地４
破産者　石井　昭博
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
秋田県鹿角市八幡平字堂の上72番地６
破産者　畠山　英光
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１１号
秋田県鹿角市花輪字明堂長根17番地７　斉藤アパート３号、前住所秋田県鹿角市花輪字沢小路32番地２
破産者　前田　義一
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１４号
秋田県鹿角市八幡平字永田１番地７、前住所秋田県由利本荘市鳥海町小川字楢木平23番地
破産者　藤原　宣幸
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第４号
札幌市北区太平３条４丁目２番13号　岡田マンション205号
破産者　石岡　　洋
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
青森県弘前市大字新里字西里見100番地18
破産者　今　　茂
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２４号
青森県黒石市青山141番地２
破産者　寺口　廣光
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２７号
青森県弘前市大字新寺町34番地73
破産者　佐々木克敏
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１０４号
埼玉県蓮田市大字井沼739番地２
破産者　佐々木和也
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力118番地145
破産者　鈴木　　勇
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
埼玉県川口市大字西新井宿1065番地の１　川口かがやきの里
破産者　田口　征市
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係